

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正
について

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する
条例

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法」を削り、「（以下「職員」という。）」を「及び同法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）（以下「職員」と総称する。）」に改める。

第16条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に対

するこの条例による改正後の熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定の適用については、同条例第2条中「及び同法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは「、同法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」と、同条例第16条中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とする。

（提出理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。